

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額を納入する際、九州外(沖縄県を含む)に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、当市の取扱局として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

年 月 日

ゆうちょ銀行店長様
郵便局長

鹿児島県垂水市長

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店（貴局）を本市の市県民税（特別徴収税額）納入取扱店（局）に指定したので通知します。

口座番号 02090-0-960045

加入者名 垂水市

取りまとめ局 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター